

## 獣医師の専門性認定の現状について

(事務局調べ、令和4年12月現在)

前回(9月20日)の議論で獣医事審議会免許部会長から指示のあった「日本や海外における専門性認定の現状」については以下のとおり。

### 1 日本

- 現在、日本の学会等において、28団体で専門性の認定を実施している。
  - ・各団体において、「研修・講習」、「実務歴」、「試験」、「更新制度」などを定めている。ただし、各団体によって認定条件が異なっている。
  - ・「修了証発行」や「認定会員」を実施している団体も存在している。
- (公社)日本獣医師会では「認定・専門獣医師協議会」を設立し、各学会が専門性に係る事項を独自に実施していることから、協議会内で各学会の専門性認定に係る認定要件を確認することを検討している。

### 2 海外

- 米国、EU、オーストラリア・ニュージーランドなどでは、獣医師会等が主体となって専門医を認める仕組みを確立している。例えば、
  - ・米国では、獣医師会が認めた22の専門学会等が専門医を認定している。
  - ・アジア地域を対象とした国際的な獣医専門医を認定する専門医会が存在する。(現在、皮膚科、内科、外科、眼科、保全医学領域が存在)
- 海外の非営利団体等が専門性を認定する仕組みも存在する。

### 3 (参考) 医療法における専門性認定について

- 医師における専門性資格については、(一社)日本専門医機構が行う専門性に関する認定を受けた旨が広告可能となっている。
- なお、厚生労働大臣に届け出た団体が認定する専門性資格は広告しても差し支えないこととなっており、厚生労働省のウェブサイトに掲載されている。(令和4年4月現在、医師の資格56)